

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|--|--------------------------------|--------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の21第1項 | 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新 | 障がい福祉課 |

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号に該当しないこと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。